

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 30 年 12 月 27 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

公用車運転中の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |          |          |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額   | 91,530 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)     |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 31 年 1 月 8 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |          |          |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額   | 65,372 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)     |

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

平成 31 年 2 月 1 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

## 損害賠償の額の決定

市道施設に係る事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- |   |          |          |
|---|----------|----------|
| 1 | 損害賠償の額   | 24,754 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | (省略)     |